

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成29年元旦

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
平成29年
1月31日(火)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(平成28年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成28年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

| 主な法定調書 | 支払の内容 |
|---|---|
| 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出 | 俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与 |
| 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出 | 退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与 |
| 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 | 所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等) |
| 不動産の使用料等の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価 |
| 不動産等の譲受けの対価の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価 |
| 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料 |

【源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度】

マイナンバー制度の導入により、平成27年10月からマイナンバー及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されました。

法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

■平成29年度税制改正大綱■ 企業の賃上げ減税を拡充 配偶者控除拡大150万円

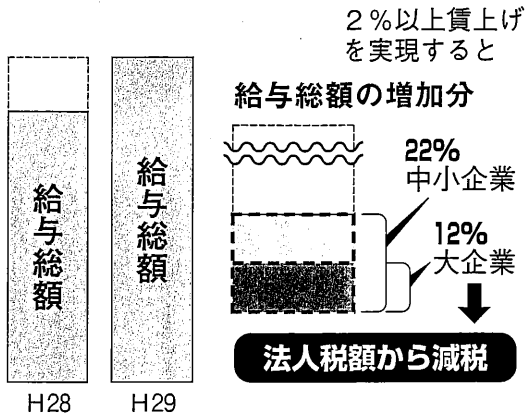
自民、公明両党は、平成29年度税制改正大綱を決定しました。主な項目について取り上げます。

■所得拡大促進税制の見直し■

現在は企業の規模を問わず、平成24年度の給与総額に比べて一定水準を上回ると増加分の10%を法人税から差し引いています。

平成29年度からは中小企業は、前年度比で2%以上賃上げした企業の

2%以上の賃上げ企業に 新しい減税枠を設ける



減税枠を拡充します。現在の減税枠に加え、前年度から増加した給与総額の22%を法人税額から控除できようになります。

大企業も前年度から2%以上賃上げた企業は、現行制度に加えて増加した額の12%を法人税から控除できるようになります。賃上げが2%未満であれば減税は受けられなくなります。

■中小企業向け

■設備投資促進税制の拡充■

今回の所得拡大促進税制の減税拡充で対象になりうるのは法人税を支払っている中小企業に限られてしまいます。このため、法人税を払っていない中小企業にも恩恵がある設備投資減税も対象を拡大します。

中小企業投資促進税制を拡充し、サービスの生産性向上を支援します。これに対応した形で固定資産税の特例対象を拡大。

具体的には対象設備について高効率の冷蔵陳列棚、空調設備などを追加します。

■地域中核企業向け

■設備投資促進税制の新設■

地方経済を支える中核的な企業向けの設備投資促進税制も新設します。すべてのモノがインターネットにつながる「IOT」やAIなどのテクノロジ分野、医療・健康、観光・スポーツなどでの先進的な事業を対象に、設備投資にかかった費用の税額控除が特別償却を認めます。

各都道府県が地域の企業から地域経済をけん引するような「中核企業」の事業計画を提出してもらいます。都道府県が認定した総投資額2000万円以上の事業では機械・装置の取得額の4%の控除か40%の特別償却を受けられます。

■研究開発減税の拡充■

企業の研究開発を減税で支援する「研究開発減税」を拡充します。研究開発費の8~10%を法人税額から差し引く制度について減税率を6~14%に広げ、増加割合に応じて減税率が高くなる仕組みにします。

現行の研究開発減税は、売上高に占める研究開発費の比率に依り、費用の8~10%を法人税から差し引け

ます。さらに、研究開発費が過去3年平均より増加した際に増加額の一部を減税に上乗せでき、これは平成28年度末が適用期限になります。

新たな研究開発減税は、上乗せ措置を廃止する代わりに、減税率を6~14%に広がります。研究開発比率ではなく、過去3年平均と比較した増加割合に応じて減税率に差をつけます。研究開発費を大きく増やす企業は減税率が上がり、減らす企業は低くなる仕組みにしました。

■配偶者控除、年収制限を拡大■

今回、最大の焦点となっていた所得税の配偶者控除については、女性が働きやすい環境を整えるため、1月からパートで働く妻など、38万円の控除が受けられる配偶者の給与収入の上限を、今の年間103万円以下から150万円以下に引き上げ、対象を拡大します。

また、配偶者の収入が150万円を超えたあとは、201万円にかけて、段階的に控除額を縮小します。一方、控除の対象拡大によって全体の税収が減らないよう、所得制限を設け、夫などの年間の給与収入が1120万円を超えると控除額を段階的に減らし、1220万円を超えると控除が受けられなくなります。



◆中小企業等経営強化法◆ 中企庁HPで認定事例を紹介

周知の通り、中小企業が生産性を高めるために新たに取得した機械装置の固定資産税を3年間、2分の1に軽減する特例などが盛り込まれた「中小企業等経営強化法」が7月1日より施行されています。

この軽減措置を受ける場合には、「経営力向上計画」を作成して、事業所管大臣から認定を受ける必要がありますが、制度開始から10月末時点での認定件数は、3333件にのぼっています。

中小企業庁では、中小企業等経営強化法に基づき申請・認定を受けた経営力向上計画の中から、経営力向上の取り組みとして参考になる事例を同庁のホームページで随時、更新して紹介していますが、12月初旬現在、11の認定計画事例が公表されています。そこで今回は、この中から1事例を紹介します。

【衣服卸売業・経済産業省認定】

■百貨店・有名セレクトショップ等に向けて「身体に負担のかかりづら

い靴」、「機能性キッチン雑貨」、「加工食品」等の輸入卸売を行う会社だが、海外市場に向けて自社製品の投入や、海外輸出販売用ウェブサイトの構築を行うことで、営業活動の強化を図る。

〈具体的な取り組み〉

◆商品セグメント毎の損益管理を行い、無駄な仕入れや過剰在庫を抑制し、利益率向上に努める。

◆日本・イギリス・中国等で特許取得したトートバックの企画・販売、小売、輸出販売を行う。また、為替・市場のリスクヘッジのため海外輸出販売用のウェブサイトを構築する。

◆ファストファッションの影響で停滞しているアパレル実店舗、また、ネットショッピング市場の拡大によって業態維持・継続に大きく影響を受けている書籍、レコード、DVD実店舗等へ、現在の売場や人材を利用し新業態の提案と店舗演出に関する指導を行い、取引先の新しい産業創出と雇用維持及び拡大に努める。

1月の税務と労務

—税務—

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…1月31日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★28年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…1月31日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

新年明けましておめでとうございませう。2017年が皆様にとって益々の飛躍の1年となります。まずことをご祈念申し上げますとともに、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。▼2012年から開始された「アベノミクス」による経済政策は、今年で5年目に入ります。本年も活力ある日本経済を取り戻すための種々の政策が展開されること期待されます。▼米国のトランプ新大統領の誕生とこれに伴う保護主義の台頭、米国の金利引き上げ、中国をはじめとする

活力ある経済を取り戻す

新興国の経済失速、反EUの拡散による経済リスクなど、世界経済を取り巻く情勢は予断を許しません。私たちも、政府の経済政策によるだけでなく、自らの知恵と勇気と力で、状況を切り開く企業家精神が求められる年となりそうです。▼経済情勢が見通せない今こそ、本当のチャンスです。産業活動の担い手である企業自身が、果敢なチャレンジ精神と旺盛な意欲を発揮して、2017年を日本経済再生に立ち向かう1年としたいものです。